

## 北多摩西部地域保健医療協議会部会設置要領

地域保健医療協議会設置要綱第7に基づき、北多摩西部地域保健医療協議会（以下、「協議会」という。）に、以下の部会を設置する。

**(設置目的)**

第1 協議会における協議事項にかかわる専門的な事項を検討するため、部会を設置する。

**(名称及び検討事項)**

第2 部会の名称及び検討事項は、次のとおりとする。

なお、部会の検討結果は、協議会に報告する。

名 称	検 討 事 項
保 健 福 祉 部 会	保健福祉サービスの提供等に関する専門的事項
生 活 衛 生 部 会	環境衛生、食品衛生対策等に関する専門的事項
地域医療システム化推進部会	地域の保健医療の連携等に関する専門的事項

**(構成)**

第3 部会の構成は、次のとおりとする。

## (1) 委員

委員は、協議会の委員のうちから、協議会長が指名する。

## (2) 部会長

部会長は、部会の委員の互選により定める。

なお、部会長は、部会を総括する。

## (3) 専門委員

部会に、専門委員を置くことができる。

専門委員は、協議会長が指名し、東京都多摩立川保健所長が委嘱又は任命する。

**(委員の任期)**

第4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(分科会)**

第5 部会に、専門的な事項を検討するための分科会を設置することができる。

2 分科会の構成は、各分科会設置要領で定める。

**(運営等)**

第6 部会の運営等は、次のとおりとする。

(1) 部会は、年2回の範囲内で開催する。

(2) 部会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

**(事務局)**

第7 部会の事務局は、東京都多摩立川保健所とする。

**(補則)**

第8 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。